

各室・本部の長 殿
各支社長 殿

技術・D X 本部長

調査等成績評定要領

調査等における成績評定に関する手続を、下記のとおり定めたので、これにより適切に実施されたい。

記

第 1 条（目的）

この要領は、東日本高速道路株式会社が請負契約を締結した調査等の成績評定（以下「評定」という。）を行うにあたっての必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって調査等の競争参加者及び技術者の適正な評価に資することを目的とする。

第 2 条（評定の対象）

評定の対象は、原則として 1 件の最終の請負代金額が 500 万円以上（税込）の調査等について行うものとする。

ただし、次の各号に掲げる内容に適合した場合は除くものとする。

- 一 施工管理業務
- 二 東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 152 条に基づく災害復旧方式に該当する調査等
- 三 申込委託を行った調査等

第 3 条（評定者）

評定は、次の各号に掲げる者（以下「評定者」という。）が行うものとする。

- 一 検査員 : 別に定める「契約の履行に関する監督及び検査要領」（以下「監督検査要領」という。）第 14 条に規定する検査員
- 二 総括技術評価員 : 監督検査要領第 4 条に規定する監督員
- 三 主任技術評価員 : 監督検査要領第 5 条二号に規定する主任補助監督員

なお、契約責任者が監督検査要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、自ら監督員となる場合は、契約責任者が総括技術評価員及び主任技術評価員の評価項目分を評価するものとする。

第 4 条（評定の時期）

評定者は、完了検査を実施した場合は、速やかに評定を行うものとする。

なお、一部完了検査の場合を除く。

第 5 条（評定の内容）

評定は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- 一 専門技術力
- 二 管理技術力
- 三 コミュニケーション力
- 四 取組姿勢
- 五 成果品の品質
- 六 業務執行に係る過失等の状況

第 6 条（評定の方法）

評定者は、監督の状況や検査の状況の結果を踏まえ、調査等毎に的確かつ公正に評定を行うものとする。

- 2 評定者は、業務の内容に応じて採点表（別紙 1～3）により評価を行うものとする。
- 3 評定者は、前項の評価により得られた結果を基に評定点集計表（別紙 4）及び完了評定表（別記様式第 1 号）を作成するものとする。

第 7 条（評定結果の報告）

評定者は、第 6 条により評定を行った場合、5 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第一条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）に第 6 条第 2 項及び第 3 項で作成した別紙及び別記様式を検査責任者に提出するものとする。

- 2 検査責任者は、提出された別紙及び別記様式の内容を確認し、契約責任者に報告するものとする。

第 8 条（評定結果の通知）

契約責任者（契約事務執行者）は、第 7 条第 2 項により検査責任者から報告を受けた場合、当該調査等の受注者に対して、速やかに評定の結果を書面（別記様式第 2 号及び別記様式第 2 号別表）により通知するものとする。

第 9 条（評定の修正）

契約責任者は、第 8 条の評定結果の通知をした後に、契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等は、考査基準（別紙 5）に示すとおり、関連する評定項目の評定結果を修正するものとする。

- 2 契約責任者は、前項の修正を行った場合、遅滞なく、その結果を当該調査等の受注者に対して第 8 条の書面により通知するものとする。

第 10 条（説明請求の受付け）

契約責任者は、第 8 条の評定結果の通知又は第 9 条の評定の修正の通知を行った場合、当該通知を行った日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、説明請求書（別記様式第 3 号）により当該調査等の受注者から評定の内容について説明請求を受け付けるものとする。なお、受付方法は、持参、書留郵便又は電子メールによるものとし、これ以外は認めないものとする。

第 11 条（説明請求に対する回答）

契約責任者は、第 10 条の説明請求を受けた場合、検査責任者及び評定者のうち検査責任者が必要と認めた者を委員として加えた技術審査会の審議を経て、審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、調査等成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第 4 号）により回答するものとする。

第 12 条（再説明請求の受付け）

支社の長は、契約責任者が第 11 条の説明請求に対する回答を行った場合、当該回答を行った日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、再説明請求書（別記様式第 5 号）により、回答を受けた者から再説明請求を受け付けるものとする。なお、受付方法は、持参、書留郵便又は電子メールによるものとし、これ以外は認めないものとする。

第 13 条（再説明請求に対する回答）

支社の長は、第 12 条の再説明請求を受けた場合、検査責任者及び評価者のうち検査責任者が必要と認めた者並びに有識者を委員として加えた技術審査会の審査を経て、審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、調査等成績評定に係る再説明書（回答）（別記様式第 6 号）により回答するものとし、これをもって説明請求に係る手続きを終了するものとする。

- 2 有識者は、入札監視委員会の委員等、公共工事に関する学識経験を有し、人格、識見等に優れ、公立中立の立場を堅持できる者とする。

第 14 条（評定結果等の公表）

契約責任者は、次の各号の手続を行った場合は、「契約情報公表要領」に基づき、公表を行うものとする。

- 一 第 8 条に基づき評定結果を通知または第 9 条に基づき評定の修正を行った場合は、調査等成績評定通知書（別記様式第 2 号及び別表）
- 二 第 11 条に基づき説明請求に対する回答を行った場合は、説明請求書及び調査等成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第 4 号）
- 三 第 13 条に基づき再説明請求に対する回答を行った場合は、再説明請求書及び調査等成績評定に係る再説明書（回答）（別記様式第 6 号）

《附則》

1. この要領は、令和 8 年 7 月 1 日以降に契約締結を行う調査等から適用するものとする。

以 上